

発議第1号

元被扶養者の保険料9割軽減の特例措置の存続を求める意見書について

元被扶養者の保険料9割軽減の特例措置の存続を求める意見書について別紙のとおり提出する。

平成26年8月22日提出

提出者 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員 井上 けんじ

提案理由

地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する必要があるので提案する。

元被扶養者の保険料 9 割軽減の特例措置の存続を求める意見書

医療保険の見直しを議論している社会保障審議会医療保険部会は、7月24日、主な意見を出し合い、これをもとに報告書をまとめるとされている。その中で、国民健康保険の保険者を都道府県に移すことや、入院給食費の値上げ、紹介状のない大病院への受診の際の定額負担等々とともに、後期高齢者の元被扶養者の保険料 9 割軽減の特例措置の見直しについても話し合われたとのことである。この経過と流れから言えば、これらの方向が報告書にまとめられ、やがて政府の正式方針となって具体化されていくことが危惧される。

特に、保険料の見直しについては後期高齢者医療制度の問題であり、本広域連合議会としても、重大な関心を持たないわけにはいかない。元々職域保険被保険者の被扶養者であった場合、保険料負担はなかったにもかかわらず、年齢によって高齢者を分断する本制度の発足により、新たに保険料負担を求めることになった経緯については周知の通りである。少なくとも現行 9 割軽減制度を堅持すべきである。今回の医療保険部会の議論は、以上のような経過と認識に逆行する動きであるといわなければならない。

よって、政府におかれては、後期高齢者医療制度における元被扶養者の保険料 9 割軽減の特例措置を見直さず、存続させることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。